映画「靖国 YASUKUNI」の試写会とシンポジウム「表現の自由を考える」

人権擁護委員会副委員長　新村 響子（58期）

2008年4月23日，弁護士会館クレオBCで，日本弁護士連合会と東京三弁護士会の共催による，映画「靖国　YASUKUNI」の試写会とシンポジウム「表現の自由を考える」が開催された。

映画「靖国　YASUKUNI」（李纓監督）は，靖国神社をテーマにしたドキュメンタリー映画であるが，4月12日からの上映を決めていた映画館が，上映に対する抗議行動があったことなどを理由として，相次いで上映中止を決定するという事態が生じた。今回の試写会とシンポジウムはそのような状況の中で，急遽企画され実現したものである。試写会には弁護士や市民から約1500通もの応募があり，200人の会場は満席となった。

当日は，まず映画「靖国　YASUKUNI」の上映が行われ，その後にシンポジウムが行われた。シンポジウムでは，映画「靖国　YASUKUNI」の配給宣伝担当者である吉川正文氏，東京大学大学院の高橋哲哉教授，内田雅敏会員を迎え，田場暁生弁護士（二弁）をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

吉川氏は，映画「靖国　YASUKUNI」が上映中止となった経緯について，週刊誌に「反日的内容」との記事が掲載されたことを発端に，自民党の稲田朋美衆議院議員らから芸術文化振興基金からの助成金の妥当性を疑問視する声が上がり，全国会議員を対象とした試写会が開かれたこと，その後上映中止が相次いだ経緯を詳細に報告した。助成金支出に関して稲田議員らが映画「靖国YASUKUNI」の政治的中立性を問題にしたことについて，内田会員は，「何をもって政治的中立と言うかは時代や人によって変わるものであるから判断することはできない」と述べ，政治的中立を要求すると表現行為が成り立たなくなると指摘した。また，吉川氏は，今後，映画の作り手が政治的なテーマを扱った映画には助成金が下りないと心配したり，基金もこういう問題が起きる映画には助成金を出さなくなったりするのではないかとの懸念を示した。

高橋教授は，今回の上映中止によって，表現の自由の日本における国民の権利としての存在基盤の弱さが露呈したと指摘し，「中立や客観の追求も一つの表現ではあるが，異なる政治的意見の表明の権利を認めなければ表現の自由とはいえない」と述べた。内田会員は，「権利を侵害された人だけでなく，みんなが支え，一緒に闘わなければならない」と述べて，表現の自由を守るためにはみんなで守るという雰囲気をつくることが大事だと呼びかけた。

映画「靖国　YASUKUNI」は，5月から各地の映画館で無事上映が開始された。今回の試写会とシンポジウムは，弁護士会自らが表現の自由を実現させるとともに，弁護士と市民が一体となって表現の自由について論じることができ，大変意義深い企画であった。